

使用済み農薬容器の回収を行います

使用済み農薬容器の回収を行います。使用済み農薬空き容器の焼却や廃棄は違法です。ルールを守って回収にご協力ください。

- 日時 ①7月13日(水) ②10月12日(水)
●場所 JAたまな荒尾供給センター
●回収するもの プラボトル、水和剤・粉粒剤の袋、農薬ビン類、農薬缶(ミカノールなど)類、ペール缶(ハーベストオイルなど)

- 回収方法
①JA指定の回収袋に入れて出してください
②プラボトルと紙袋は分別してください。紙袋は残量を確認しましょう。
③プラボトルは洗浄し、びんのふたをはずして下向きに15本程度入れてください。

※残液がある容器は回収できません。回収袋はJAたまな荒尾供給センターで1枚100円で販売しています。
●JAたまな荒尾供給センター ☎68・1420

道路沿い私有地の樹木の伐採・除草にご協力を

道路沿いの雑草が生い茂り、樹木の枝や雑草が道路にはみ出していると、歩行者や通行車輛の妨げになり安全に通行できない場合があります。特に交通量の多い通学路では、児童が安心して通学できない場所があります。

自己負担なしの間伐事業を行います

針広混交林化促進事業に基づき、間伐事業を行います。管理が困難な人工林を間伐して針広混交林化を促進させることで、人工林に水源涵養や山地災害防止などの公益的な機能を持続的に発揮させることが目的です。

自己負担なしでの実施は今回が最後になる可能性があります。希望する人は気軽にご連絡ください。
●農林水産課 ☎63・1443

漏水調査を実施しますご協力ください

水道局では、漏水調査を行います。昼間は各家庭のメーターを調査し、夜間は路上調査を行います。調査員は荒尾市水道局発行の身分証明書(写真入)を携帯し腕章をつけています。また、調査費は無料で、料金の請求や商品などの販売は行いません。

漏水調査委託業者

フジ地中情報株式会社九州支店
●期間 7月上旬〜平成24年3月31日
●対象地域 市内全域
※不審に思われたらお問い合わせください。
●水道局 ☎64・3350

貯水槽(受水槽)水道は適切に管理しましょう
ビルやマンションなどでは、水を一度貯水槽に貯め、ポンプで屋上などのタンクにくみ上げて各世帯に給水しています。安心して水を使用するため、管理責任者である所有者は、

浄化槽の点検は義務付けられています

浄化槽管理者(戸建住宅の場合、居住者)には、保守点検・清掃・法定検査の3つが浄化槽法で義務付けられています。この義務を怠ると、悪臭による苦情の原因になることがあります。

保守点検

浄化槽の機能が發揮されるよう、各機器の点検を行います。
●清掃 溜まった汚泥が処理水に混じって流出しないよう、槽内の汚泥などを抜き取ります。
●法定検査 保守点検と清掃が適正に行われ、本来の性能が發揮されているかを毎年1回検査します。法定検査は、県知事指定検査機関である公益社団法人熊本県浄化槽協会(☎096・284・3355)に申し込んでください。
●環境保全課 ☎63・1386

事業主の皆さん、特別徴収を行っていますか

市県民税は事業者による徴収と納入が必要です。事業所などに勤務している人の市県民税は、所得税と同じように原則として事業主が徴収(天引き)し、課税した市町村に納めること(「特別徴収」といいます)が地方税法と各市町村の条例で定められています。

市県民税は事業者による徴収と納入が必要です

平成25年までに対象となるすべての事業所(従業員が常時3人以上で、所得税の源泉徴収を行っている事業所)に、特別徴収を行っていただくことを目指しています。市県民税は市町村が税額を計算して通知しますので、事業主の皆さんには計算の煩わしさはありません。どうぞご協力をお願いします。

●県総務部税務課 ☎096・333・2099
●税務課 ☎63・1342

市民プールが7月20日いよいよオープン

市民憩いの場として、市民プールがオープンします。
●期間 7月20日(水)〜8月23日(火)
●開場時間 午前9時30分〜午後5時
●料金 (一般利用の場合)

Table with 3 columns: 種別, 対象, 使用時間. Rows for 個人使用 (3歳以上中学生以下, 高校生, 大人) and 団体 (普通個人券の1割引).

市立図書館 休館日が変わります

市立図書館では、4月から祝日開館をいたしました。今まで以上に図書館を利用しやすい環境を作るため、7月からは第一日曜も開館します。

新しい休館日 毎週水曜、月末(館内整理日)

毎週水曜、月末(館内整理日)。水曜と重なる場合は直前の月曜、祝日の場合は翌日、年末年始、特別整理休館日(2月末)市立図書館 ☎63・2379

国民年金保険料免除の受け付けを開始します

経済的な理由で年金保険料を納めることができないときは、未納のままにせず、免除・若年者納付猶予制度をご利用ください。
●免除の期間 平成23年7月〜平成24年6月の保険料免除(4分の3、半額、4分の1、若年者納付猶予(30歳未満))
●免除の決定 本人、配偶者、世帯主の前年所得で審査しますので、希望した免除を受けることができない場合もあります。

必要なもの 年金手帳・認印・その他(必要な書類はお問い合わせください)

※平成23年1月2日以降に転入した人は、前住所地の

男女共同参画を推進している事業者を募集

県では、男女共同参画の職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者(企業または団体)を表彰しています。自薦・他薦を問いません。表彰されると県のホームページや広報紙に、事業者名・取組内容などを掲載し、広く周知します。また、商工中金熊本支店から融資(運転・設備資金)を受ける際に、貸付利率が0.2%軽減されます。

若い人の仕事探しをお手伝いします

県では、玉名地域振興局2階に「ジョブカフェ・玉名ランチ」を設置しています。就職に関する相談など、気軽にご利用ください。
●利用できる人 おおむね35歳未満の人、保護者または学校の進路指導担当の先生
●支援内容 履歴書・職務経歴書の書き方、面接の受け方、職業適性診断、求人に関する情報提供、出前相談など
●相談日時 月々金曜(祝日を除く)午前10時〜午後5時
●ジョブカフェ・玉名ランチ ☎74・1125

応募方法 応募用紙と取

応募用紙と取

口蹄疫や鳥インフルエンザの侵入防止にご協力を

平成22年、日本では口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、多くの家畜が処分されました。海外では現在も、家畜の悪性伝染病が発生しています。これら伝染病の侵入を防止するため、口蹄疫や鳥インフルエンザが発生している国や地域に旅行した場合は、畜産関連施設などへの立ち入りを避けてください。また、空港などでは靴底の消毒を行っています。ご理解とご協力をお願いします。

応募方法 応募用紙と取

応募用紙と取

応募方法 応募用紙と取

応募用紙と取